

市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る 議会の議決手続の見直しについて

令和3年10月15日

農林水産省

これまでの経緯

【提案団体が求める措置の具体的内容】

土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。

【農林水産省からの一次回答】

土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者（市町村議会議員）の議決機関である議会の議決を求めているところです（第96条の4において読み替えて準用する第87条の5）。

一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができるとされておりますが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされています。（第87条の5及び第91条第4項において準用する第90条第7項）。

以上のことから、事業実施主体の特性により手続きの違いを設けているところですが、当該法手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいります。

【農林水産省からの二次回答】

提案事項に係る実態を確認するため、内閣府地方分権改革推進室とともに、市町村に対して実態調査を行っているところであり、その結果を踏まえて、法改正も視野に入れて検討することとしたい。

- 迅速かつ機動的に災害復旧事業を実施できるようにするため、国・都道府県営災害復旧事業は、受益者の申請によらず、かつ、事業参加資格者の同意を得ることなく、特別に簡易な手続きにより実施。このように地元受益者の意思を確認する機会がない簡易な手続きであることから、受益者に費用負担を求める場合は、受益者の3分の2以上の同意が必要。
- 市町村営災害復旧事業についても、同様に特別に簡易な手続きにより実施するが、住民の意思の反映を重視して、応急工事計画の決定に当たって議会議決が必要（土地改良区営災害復旧事業は、組合員の意思の反映を重視して、総会議決が必要。）。
- 市町村営事業については、市町村が住民に最も身近な行政主体であり、実施する事業も小規模なものが中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、土地改良区営事業と同列の位置づけとされてきたところ。そのため、災害復旧事業の手続きについても、土地改良区の手続きに準じているところ。

■災害復旧事業の手続き比較

団体営事業

実施主体	団体営事業		
	国・都道府県	市町村	土地改良区※
受益者からの申請・非申請の区分	非申請	非申請	非申請
事業参加資格者の同意の必要性	なし 〔費用負担を求める場合、受益者の2/3以上の同意〕	なし	なし
応急工事計画決定に当たっての議会議決の必要性	なし	あり (市町村議会議決)	あり (総会議決)

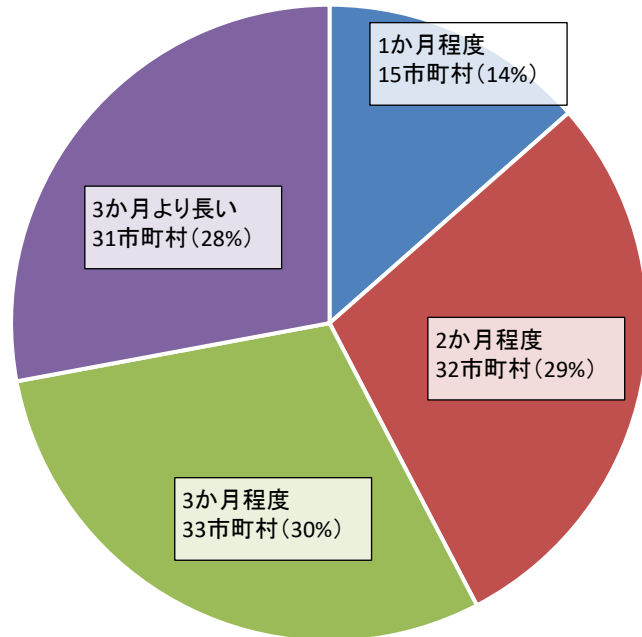
※土地改良法に基づき、農業者等を組合員として、土地改良事業を実施することを目的に設立される法人

議会議決に関する市町村の意向①（応急工事計画決定までの期間）

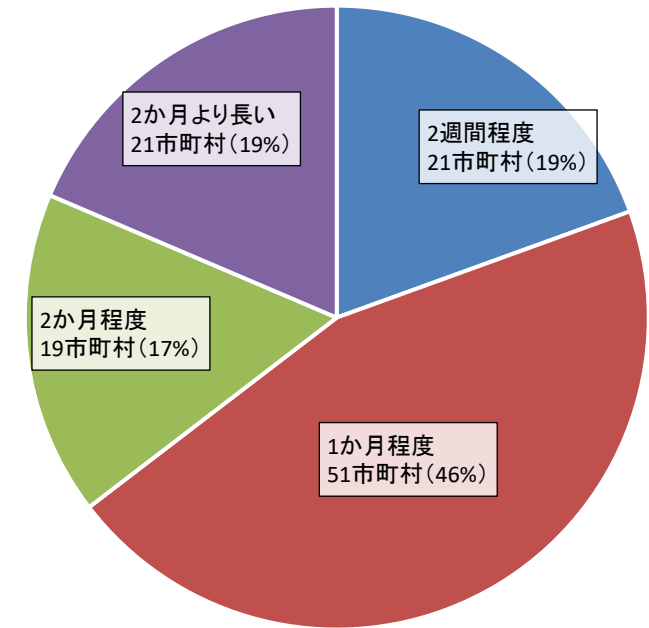
- 実態調査（※）によれば、災害発生から応急工事計画の決定に係る議会議決までの期間として、2か月程度又はそれ以上を要した市町村が96（土地改良法に基づき災害復旧事業を行った116市町村の83%）
- 一方、議会議決の手続きに要する期間として1か月程度又はそれ以上を要した市町村が91（同78%）。
- このため議会議決を不要とした場合、応急工事計画の決定に要する期間は、一定程度短縮されることが期待。

（※）全市町村を対象にアンケート方式による調査を実施（調査期間：令和3年9月10～30日、回答数：1,255市町村、調査対象年度：平成28年度～令和2年度の5か年）。

■災害発生日から応急工事計画の決定に係る議会の議決までの期間



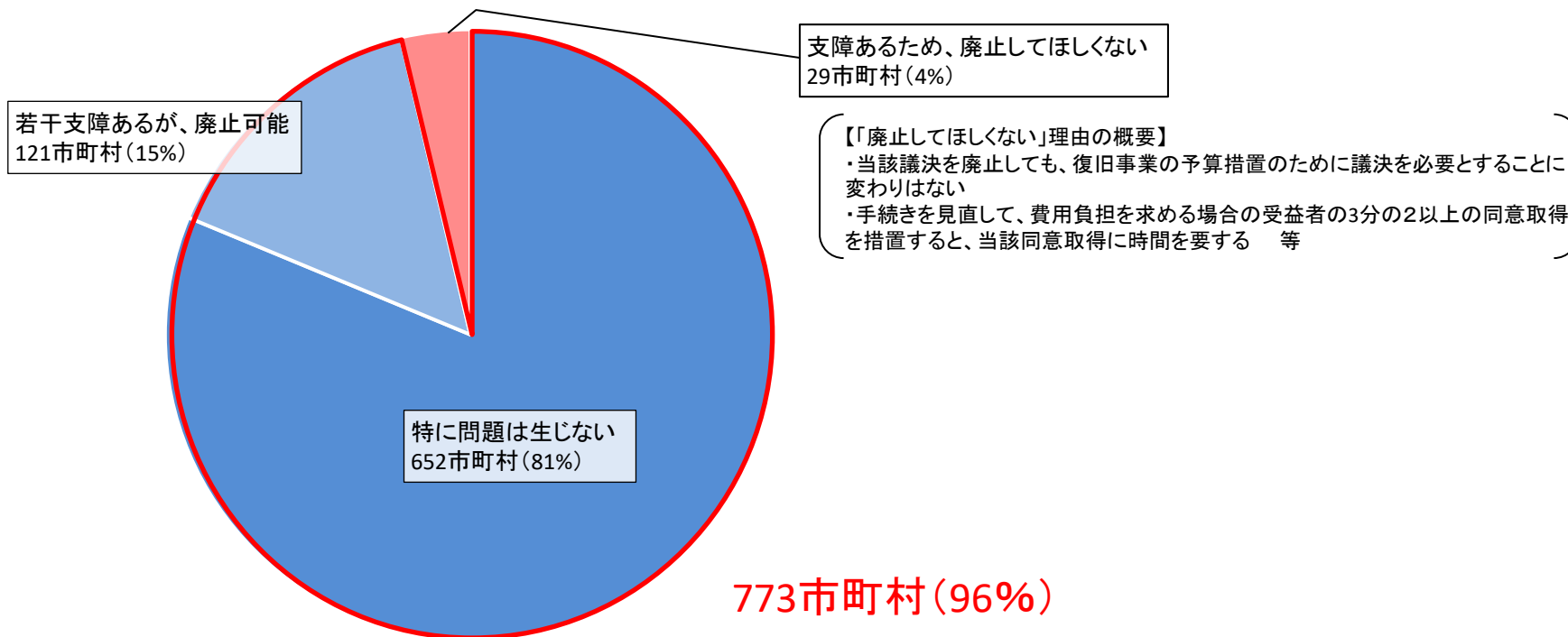
■議会議決の手続きの期間



議会議決に関する市町村の意向②（市町村議会議決の扱い）

- 市町村営の災害復旧事業における応急工事計画の決定に係る議会議決については、773の市町村が不要とすることを容認（「わからない」と回答した市町村を除く802市町村の96%）。
- また、「廃止してほしくない」と回答のあった29市町村（同4%）からは、その理由として、別途、予算措置のための議決が必要であり、応急工事計画の議決を廃止する必要性に乏しいといった意見等。

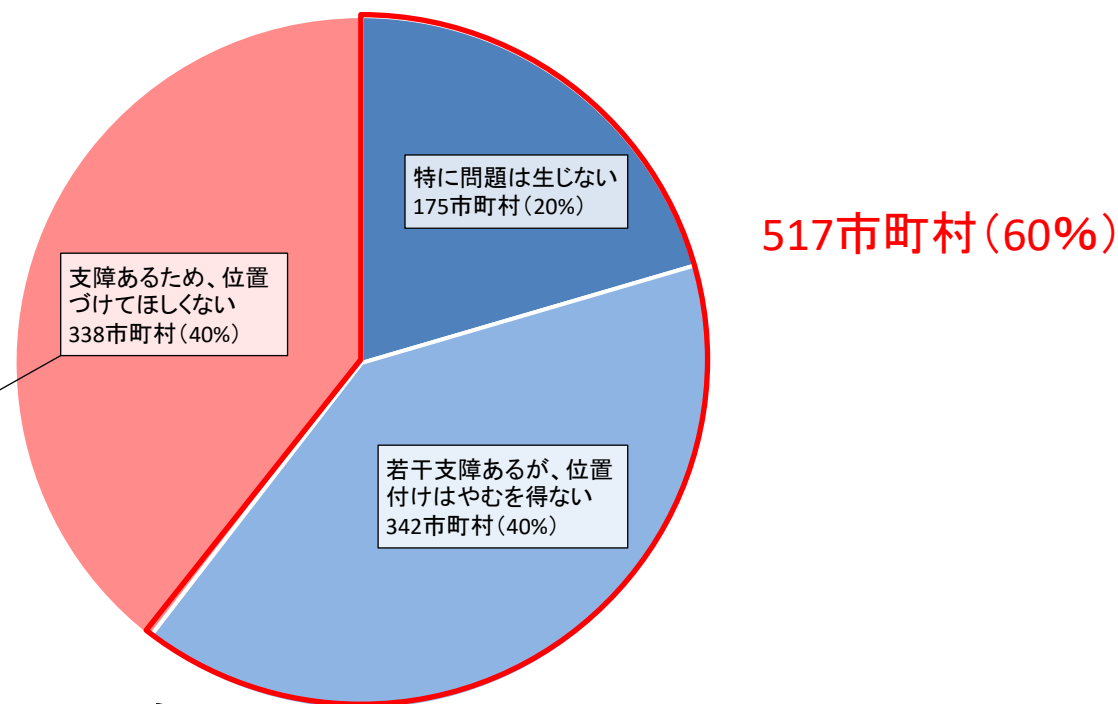
■ 応急工事計画の決定に係る議会議決を不要とすることについて



議会議決に関する市町村の意向③（同意取得について）

- 受益者（事業参加資格者）に費用負担を求める場合の3分の2以上の同意取得について、法定化を容認する市町村は517（わからないと回答した市町村を除く855市町村の60%）、法定化を求めない市町村は338（同40%）となった。なお、法定化を求めない理由は、同意取得の法定化によって復旧事業の迅速な実施の妨げになることを懸念する意見等。

■費用負担を求める場合は受益者の3分の2以上の同意を必要とすることについて



【法定化を求めない理由の概要】

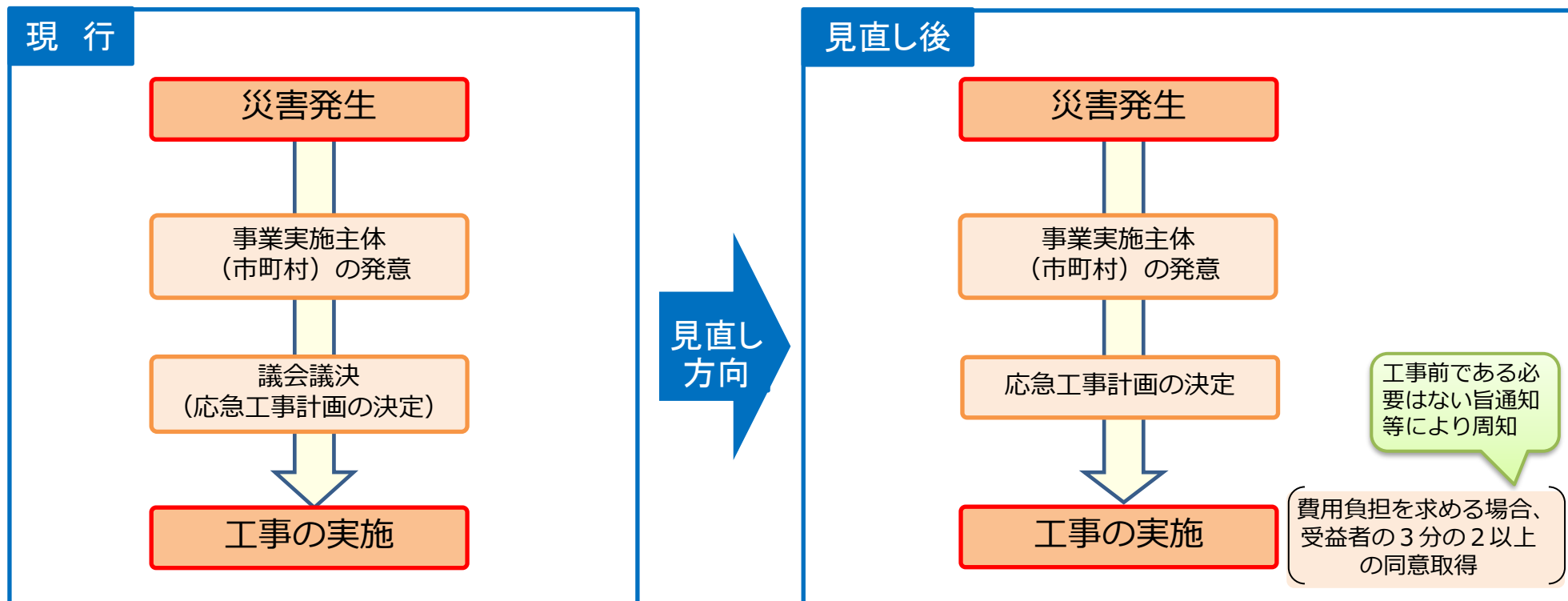
・工事着手が遅れる可能性がある。同意徴取は事業着手後も可能とするなど、状況ごとに対応できるようにしてほしい。等

対応方向について

- 議会議決に関する市町村の意向に加え、市町村の広域化が進展していることも踏まえ、土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業について、国・県と同様の手続きとするよう手当てする方向で検討したい。
そのため、応急工事計画の決定に係る市町村議会の議決を不要とするとともに、受益者に費用負担を求める場合はその3分の2以上の同意取得を必要とする旨の見直しを行う方向で検討する。
- また、実態調査では、同意取得によって復旧事業の迅速性が損なわれないか心配する意見もあったところ。同意取得については、必ずしも応急工事計画決定や応急工事着工よりも前に行う必要がない旨を通知等により周知することとしたい。

■市町村営の災害復旧事業の手続

11



(補足) 費用負担を求める場合の同意取得① (国・都道府県営)

- 土地改良事業は個人の財産である農用地の区画形質を変更したり、受益者に事業費の負担を求めたりするなど、事業施行地域内の受益者の財産権に影響を及ぼすもの。
- そのため、その実施に当たっては受益者全員の同意を取得すべきところ、事業の円滑な実施を促す観点から、土地改良法では、受益者の3分の2以上の同意があれば事業が実施できるよう措置。
- 国・都道府県営の災害復旧事業についても、受益者に費用負担を求める場合は、土地改良法制定時（昭和24年）は、当該受益者の全員同意を必要としていたが、3分の2以上の同意取得で足りるよう緩和（昭和28年）。

■ 受益者の同意取得に関する土地改良法上の手続規定(国・都道府県営)

	通常の事業	復旧事業	
		S24	S28
同意取得	受益者の2/3以上の同意取得	受益者全員の同意取得 (費用負担を求める場合に限る)	受益者の2/3以上の同意取得 (費用負担を求める場合に限る)

（補足）費用負担を求める場合の同意取得②（市町村営）

- 市町村営の災害復旧事業については、制度創設時（昭和28年）は、受益者を含む住民意志は議会議決により反映。当該議決を不要とすると住民意志を反映する機会は失われ、負担を求める場合、同意取得について定めがないことから実態的には受益者全員の同意取得が必要。
- このため、大規模な災害時等、受益者全員の同意を取得することが困難な場合も想定し、市町村営の災害復旧事業についても、国・都道府県と同様に費用負担を求める場合は3分の2以上の同意取得で足りるようにすることが適当。

■ 受益者の同意取得に関する土地改良法上の手続規定（市町村）

	通常の事業	復旧事業	
		現行（S28創設）	見直し後
同意取得	受益者の2/3以上の同意取得	<p style="text-align: center;">規定なし</p> <p style="text-align: center;">住民意志は 議会議決で反映</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">議決を不要とすると、 費用負担を求める場合、 実態的に受益者全員同意が必要</p>	<p style="text-align: center;">受益者の2/3以上の 同意取得</p> <p style="text-align: center;">〔費用負担を求める場合に限る〕</p>

